

飯塚市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年12月23日

飯塚市議会議長 江口徹

飯塚市議会訓令第1号

飯塚市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令

飯塚市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程(令和5年飯塚市議会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

飯塚市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>(個人識別符号)</p> <p>第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)第45条第1項に規定する<u>加入者等記号・番号等</u></p> <p>(7) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)第112条の2第1項に規定する<u>組合員等記号・番号等</u></p> <p>(8) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第111条の2第1項に規定する<u>被保険者記号・番号等</u></p> <p>(9)・(10) (略)</p> <p>(11) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第144条の24の2第1項に規定する<u>組合員等記号・番号等</u></p> <p>(12)・(13) (略)</p> <p>(14) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第161条の2第1項に規定する<u>被保険者番号等</u></p> <p>(15)～(17) (略)</p> <p>(個人の権利利益を害するおそれが大きいもの)</p> <p>第5条 (略)</p> | <p>(個人識別符号)</p> <p>第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)第45条第1項に規定する<u>保険者番号及び加入者等記号・番号</u></p> <p>(7) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)第112条の2第1項に規定する<u>保険者番号及び組合員等記号・番号</u></p> <p>(8) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第111条の2第1項に規定する<u>保険者番号及び被保険者記号・番号</u></p> <p>(9)・(10) (略)</p> <p>(11) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第144条の24の2第1項に規定する<u>保険者番号及び組合員等記号・番号</u></p> <p>(12)・(13) (略)</p> <p>(14) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第161条の2第1項に規定する<u>保険者番号及び被保険者番号</u></p> <p>(15)～(17) (略)</p> <p>(個人の権利利益を害するおそれが大きいもの)</p> <p>第5条 (略)</p> |

2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1)～(5) (略)

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第8条 (略)

2～7 (略)

8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

(1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。)

ア・イ (略)

(2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの

9 (略)

(開示請求等における本人確認手続等)

2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。

(1)～(5) (略)

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第8条 (略)

2～7 (略)

8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

(1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与又は報酬福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの(アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。)

ア・イ (略)

(2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの

9 (略)

(開示請求等における本人確認手続等)

第10条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

(1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書(以下この条において「開示請求書等」という。)に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者(以下この条において「開示請求者等」という。)の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

(2) (略)

2~5 (略)

(開示決定の際に通知すべき事項)

第11条 条例第24条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

第10条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

(1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書(以下この条において「開示請求書等」という。)に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者(以下この条において「開示請求者等」という。)の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

(2) (略)

2~5 (略)

(開示決定の通知)

第11条 条例第24条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) ~ (4) (略)

(1) ~ (4) (略)

## 様式第1号

〈様式第1号〉(第9条関係) 開示請求書

開示請求書

年 月 日

議長宛て

(ふりがな)

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒 \_\_\_\_\_ 郡 ( )

飯塚市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年条例第12号)第19条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

1 開示を請求する保有個人情報(具体的に特定してください。)

|       |
|-------|
| _____ |
|-------|

2 求める開示の実施方法等(本欄の記載は任意です。)

ア、イ又はウに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。

イ 写しの送付を希望する。ウ 電子情報処理組織を使用した開示を希望する。

|   |                |
|---|----------------|
| ＜実施の方法＞ <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付口その他( ) | ＜実施の希望日＞ 年 月 日 |
|---|----------------|

3 手数料

|     |       |         |
|-----|-------|---------|
| 手数料 | _____ | (請求受付印) |
|-----|-------|---------|

4 本人確認等

ア 開示請求者 日本人 法定代理人 任意代理人

イ 請求者本人確認書類

□運転免許証 個人番号カード

□在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 その他( )

※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

ウ 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)

(ア) 本人の状況 未成年者( 年 月 日生) 成年被後見人口 任意代理人委任者  
(ふりがな)

(イ) 本人の氏名 \_\_\_\_\_

(ウ) 本人の住所又は居所 \_\_\_\_\_

エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他( )

オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類 委任状 その他( )

## 様式第1号

〈様式第1号〉(第9条関係) 開示請求書

開示請求書

年 月 日

議長宛て

(ふりがな)

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒 \_\_\_\_\_ 郡 ( )

飯塚市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年条例第12号)第19条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

1 開示を請求する保有個人情報(具体的に特定してください。)

|       |
|-------|
| _____ |
|-------|

2 求める開示の実施方法等(本欄の記載は任意です。)

ア、イ又はウに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。

イ 写しの送付を希望する。ウ 電子情報処理組織を使用した開示を希望する。

|   |                |
|---|----------------|
| ＜実施の方法＞ <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付口その他( ) | ＜実施の希望日＞ 年 月 日 |
|---|----------------|

3 手数料

|     |       |         |
|-----|-------|---------|
| 手数料 | _____ | (請求受付印) |
|-----|-------|---------|

4 本人確認等

ア 開示請求者 日本人 法定代理人 任意代理人

イ 請求者本人確認書類

□運転免許証 健康保険被保険者証 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)

□在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 その他( )

※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

ウ 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)

(ア) 本人の状況 未成年者( 年 月 日生) 成年被後見人口 任意代理人委任者  
(ふりがな)

(イ) 本人の氏名 \_\_\_\_\_

(ウ) 本人の住所又は居所 \_\_\_\_\_

エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他( )

オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類 委任状 その他( )

## 様式第10号

〈様式第10号〉(第18条関係) 訂正請求書

### 訂正請求書

年 月 日

議長宛て

(ふりがな)

氏名\_\_\_\_\_

住所又は居所

〒\_\_\_\_\_ 郡\_\_\_\_\_ ( )

飯塚市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年条例第12号)第32条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

|                       |  |
|-----------------------|--|
| 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日 | 年 月 日  |
| 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報  | 開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日<br>開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等： |
| 訂正請求の趣旨及び理由           | (趣旨)<br>(理由)   |

1 訂正請求者  本人  法定代理人  任意代理人

2 請求者本人確認書類

運転免許証

個人番号カード

在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書

その他( )

※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

3 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)

ア 本人の状況  未成年者( 年 月 日生)  成年被後見人  
 任意代理人委任者

(ふりがな)

イ 本人の氏名\_\_\_\_\_

ウ 本人の住所又は居所\_\_\_\_\_

4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類  戸籍謄本  登記事項証明書  その他( )

5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類  委任状  その他( )

## 様式第10号

〈様式第10号〉(第18条関係) 訂正請求書

### 訂正請求書

年 月 日

議長宛て

(ふりがな)

氏名\_\_\_\_\_

住所又は居所

〒\_\_\_\_\_ 郡\_\_\_\_\_ ( )

飯塚市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年条例第12号)第32条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

|                       |  |
|-----------------------|--|
| 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日 | 年 月 日  |
| 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報  | 開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日<br>開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等： |
| 訂正請求の趣旨及び理由           | (趣旨)<br>(理由)   |

1 訂正請求者  本人  法定代理人  任意代理人

2 請求者本人確認書類

運転免許証  健康保険被保険者証

個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)

在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書

その他( )

※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

3 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)

ア 本人の状況  未成年者( 年 月 日生)  成年被後見人  
 任意代理人委任者

(ふりがな)

イ 本人の氏名\_\_\_\_\_

ウ 本人の住所又は居所\_\_\_\_\_

4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類  戸籍謄本  登記事項証明書  その他( )

5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類  委任状  その他( )

## 様式第16号

（様式第16号）（第23条関係）利用停止請求書

### 利用停止請求書

年　月　日

議長宛て

（ふりがな）

氏名\_\_\_\_\_

住所又は居所

〒\_\_\_\_\_　　（　　）

飯塚市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第12号）第39条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日 | 年　月　日   |
| 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報    | 開示決定通知書の文書番号：　　日付：　　年　月　日<br>開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称：   |
| 利用停止請求の趣旨及び理由           | （趣旨）<br><input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止、 <input type="checkbox"/> 消去<br><input type="checkbox"/> 第2号該当 → <input type="checkbox"/> 提供の停止<br>(理由) |

|   |
|---|
| 1 利用停止請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人   |
| 2 請求者本人確認書類<br><input type="checkbox"/> 運転免許証<br><input type="checkbox"/> 個人番号カード<br><input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書<br><input type="checkbox"/> その他( )                       |
| ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。   |
| 3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）<br>ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（年　月　日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人<br><input type="checkbox"/> 任意代理人委任者<br>(ふりがな)<br>イ 本人の氏名_____<br>ウ 本人の住所又は居所_____ |
| 4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。<br>請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他( )   |
| 5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。<br>請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他( )  |

## 様式第16号

（様式第16号）（第23条関係）利用停止請求書

### 利用停止請求書

年　月　日

議長宛て

（ふりがな）

氏名\_\_\_\_\_

住所又は居所

〒\_\_\_\_\_　　（　　）

飯塚市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第12号）第39条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日 | 年　月　日   |
| 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報    | 開示決定通知書の文書番号：　　日付：　　年　月　日<br>開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称：   |
| 利用停止請求の趣旨及び理由           | （趣旨）<br><input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止、 <input type="checkbox"/> 消去<br><input type="checkbox"/> 第2号該当 → <input type="checkbox"/> 提供の停止<br>(理由) |

|  |
|--|
| 1 利用停止請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人  |
| 2 請求者本人確認書類<br><input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証<br><input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）<br><input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書<br><input type="checkbox"/> その他( ) |
| ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。  |
| 3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）<br>ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（年　月　日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人<br><input type="checkbox"/> 任意代理人委任者<br>(ふりがな)<br>イ 本人の氏名_____<br>ウ 本人の住所又は居所_____                                    |
| 4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。<br>請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他( )  |
| 5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。<br>請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他( )   |

## 附 則

### (施行期日)

1 この訓令は、令和8年1月1日から施行する。

### (経過措置)

2 この規程による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

3 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の飯塚市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出されている書類は、この規程による改正後の飯塚市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出された書類とみなす。